

令和3年

寒河江市農業委員会第2回総会会議録

寒 河 江 市 農 業 委 員 会

寒河江市農業委員会

第2回総会

日 時 令和3年2月25日（木）午前9時00分
会 場 寒河江市文化センター2階 中央公民館ホール

出席委員

1番 鈴木 浩之	2番 土田 彦雄	3番 渡辺 裕之
4番 新宮 しのぶ	5番 眞木 早百合	6番 奥山 浩二
7番 芳賀 宏	8番 大泉 孝彦	9番 影沢 政俊
10番 後藤 孝好	11番 氏家 理香	12番 菊地 ひとみ
13番 猪倉 通文	14番 相原 稔	15番 片桐 道雄
16番 山田 和義	17番 菅井 孝一	18番 木村 三紀

事務局

事務局 長 門口 隆太	事務局 長 補 佐 (兼) 農地 係 長 芳賀 豊彦
総務 主 査 高子 英晴	総務 係 長 菊地 亮
農地 係 主 事 稲垣 奨	

報告事項

- (1) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (2) 工事進捗状況報告書について
- (3) 農地法の規定に基づく許可を要しない（農地法第4条1項但書き）農地の用途変更について

議事

- (1) 議第5号 農地法第3条の規定による許可処分について
- (2) 議第6号 農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について
- (3) 議第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について
- (4) 議第8号 農用地利用集積計画書の審議について
- (5) 議第9号 非農地証明願の審議について

木村議長 ないようですので、事務局からほかにありますか。

事務局（農地係主事） 特にありません。

木村議長 それでは、早速議事に入ります。
議第5号から議第9号までの議案について一括上程します。
（1）議第5号「農地法第3条の規定による許可処分について」
（2）議第6号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について」
（3）議第7号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」
（4）議第8号「農用地利用集積計画書の審議について」
（5）議第9号「非農地証明願の審議について」
以上、議第5号から議第9号まで一括上程いたします。
ここで、先日開催されました事前審査会の報告を求めます。
菅井会長職務代理者、報告をお願いします。菅井会長職務代理者。

菅井会長職務代理者 はい、議長。17番、菅井です。
第2回の事前審査報告を行います。
去る2月18日に開催されました事前審査会の報告を行います。
事前審査会では、今回の総会に関わる案件について、各地区担当委員及び農地利用最適化推進委員による調査結果の報告に基づく審査と、事前審査会における現地調査として、農地法第5条の許可申請案件1件、非農地証明願案件1件の合計2件を審査しました。
初めに、議第7号「農地法第5条第1項の規定による許可

申請書の審議について」、順位 6 番、南部地区、大字島字島南の事業用貸地への転用案件です。

申請地は、全筆ともに都市計画区域内の用途地域内の農地であり、転用後の土地の使用者が既に決まっていることから、計画どおりであれば特に問題ないと判断しました。

次に、議第 9 号「非農地証明願の審議について」、順位 1 番、柴橋地区の案件です。

現地は大字柴橋字落衣の土地で、墓地に転用された年月は不明ですが、近隣住民によると柴橋村の頃から現在まで長く墓地として利用されており、墓地の一部として墓石設置用敷地置場及び参列者用駐車場に使用されていることから、非農地と判断できる場所でした。

その他申請された案件については、全て異議なしとされたところ です。

以上であります。各地区における十分な審査をお願いしまして、事前審査会の報告とさせていただきます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

それでは、ただいまから地区審査に入ります。審査時間については 30 分程度としまして、9 時 45 分までとします。

それでは、地区審査の間、暫時休憩とします。

休憩 午前 9 時 09 分

再開 午前 9 時 43 分

木村議長

それでは、休憩を閉じまして議事を再開します。

初めに、議第 5 号「農地法第 3 条の規定による許可処分について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、

地区審査結果の報告をお願いします。

まず、寒河江・南部地区、氏家委員、お願いします。氏家委員。

氏家委員

はい、議長。11番、氏家です。

議第5号「農地法第3条の規定による許可処分について」。
10ページをご覧ください。

(議案書順位6番朗読)

この件につきまして、2月13日に渡辺委員、今井推進委員と現地を確認してまいりました。

所在地は、寒河江市立南部小学校の東に50メートル進んだ、譲渡人■■■■■さん自宅裏南側に面した農地となっております。譲受人が耕作している田んぼと隣接しており、申請どおりであれば何ら問題はないと確認してまいりました。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、高松・醍醐地区、相原委員、お願いします。相原委員。

相原委員

はい、議長。14番、相原です。

(議案書順位4番朗読)

この件につきまして、2月14日、影沢委員、川越推進委員と現地を確認してまいりました。

現地は、谷沢の集落内にありまして、市道と一般住宅に囲まれた土地で、もともとは田んぼでありました。譲渡人の自

宅からは150メートルほどのところに位置していますが、譲受人の自宅敷地と隣接しています。譲受人は以前からこの土地を借用し、パイプハウス2棟を建てて水稻の育苗を行ってきました。今回この土地を取得して育苗ハウスとして利用するというので、計画どおりであれば問題はないものと考えます。

(議案書順位5番朗読)

この件も、2月14日、影沢委員、川越推進委員と現地を確認してまいりました。

譲渡人、譲受人は親子関係にありまして、申請事由のとおり父親の強い意向による贈与であります。珍しい事例ではありますが、譲受人も兼業ながら耕作の実態があり、要件を満たしております。

農地の生前贈与に関しましては、にわか勉強ですが、納税猶予制度などもありまして、メリット、デメリット、双方よく検討することが必要なようです。

農地につきましては、1番目が287号線沿いにあるブドウ園、6番目が平野山のサクランボ園、2番から5番が自宅の西側に広がる梅、野菜畑。今は雪の下なんですけれども、いずれも適正に管理されているということで、問題はないと見てまいりました。

順位4番、5番ともに地区審査でも異議ありませんでした。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、白岩地区、菊地委員、お願いします。菊地委員。

菊地委員

はい、議長。12番、菊地ひとみです。

(議案書順位 3 番朗読)

この件に関しまして、2月13日に会長、眞木委員、新宮委員、菖蒲推進委員と現地を確認いたしました。

現地は、白岩バイパスの鶴岡に向かって左側で、バイパスの近くにありますが、あのときは雪の壁でちょっとそこからすぐには見えない状態で、バイパスのそばなので車を止めるところもなく、車を止めるところを探して歩いて行こうとしたのですが、雪の原っぱで、そこからは見えませんでした。そして、何回か行こうとしたんですけども、ちょっとこれは雪が解けてからのほうがいいんじゃないかということで、皆で相談しました。それにここは会長の田んぼの近く、隣の隣なので、会長がよく知っているところで、秋の肥料の共同散布でこの田んぼも肥料を散布して、何も問題ないということは分かっていたので、これはあと春になってからも一回確認しようということになりました。

これは地区審査でも異議ありませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。

事務局(局長補佐(兼)農地係長) はい、議長。

事務局から説明いたします。

順位3番から6番まで、農地法第3条調査書に基づきます調査の結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないことが確認されましたので、許可要件の全てを満たすと考えております。

以上であります。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第1号「農地法第3条の規定による許可処分について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第5号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長

次に、議第6号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

寒河江・南部地区、氏家委員、お願いします。氏家さん。

氏家委員

はい、議長。11番、氏家です。

議第6号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について」。

12ページをご覧ください。

(議案書順位2番朗読)

この件につきまして、2月13日に渡辺委員、今井推進委

員と現地を確認してまいりました。

所在地は、皿沼公民館より西に50メートル入った申請人の自宅西側の農地となります。自宅の南側にも本人所有のリンゴ畑が隣接しており、そのための通路と駐車場、資材置場として活用するとのこと、申請どおりであれば何ら問題ないと判断してまいりました。

同じく地区審査会におきましても異議ございませんでした。以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局(局長補佐(兼)農地係長) はい、議長。

事務局から説明いたします。

順位2番は、農業施設、農業用資材置場等の敷地への転用申請になっております。

順位2番につきましては、農用地区域外の農地でありまして、第3種農地に該当はしませんが、用途地域に隣接する地域にあり、また前面に市道、上下水道といった公共施設の整備及び周辺の他区域を含めまして街区が多く形成されている地域にある農地であることから、第3種農地と判断いたします。第3種農地の場合、通常宅地その他への転用は認められておりませんが、農地区分ごとの許可基準を満たすものであり、例外として宅地その他への転用も認められることから、農地区分と転用目的は問題ないものと考えます。

また、農地転用許可一般基準調査書に基づく調査の結果、不適な事項はなく、問題ないと考えます。

以上であります。

木村議長

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第6号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第6号は原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。

木村議長

次に、議第7号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

寒河江・南部地区、氏家委員、お願いします。氏家委員。

氏家委員

はい、議長。11番、氏家です。

議第7号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」。

14ページをご覧ください。

(議案書順位2番朗読)

この案件につきまして、2月13日、渡辺委員、小野推進

委員と現地を確認してまいりました。

所在地は、寒河江工業高校から100メートルぐらい南に入っていた新興住宅街の中の休耕地で、申請どおりであれば何ら問題はないと判断してまいりました。

地区審査会におきましても異議ございませんでした。

(議案書順位3番朗読)

この案件につきまして、2月13日、渡辺委員、小野推進委員と現地を確認してまいりました。

所在地は、陵南中学校よりふるさと公園のほうに向かい、高速道路手前東に200メートル入った住宅街の中にあり、10月に分譲宅地として転用許可が下りたすぐ隣、東側の農地となっております。申請どおりであれば何ら問題ないと判断してまいりました。

地区審査会におきましても異議ございませんでした。

(議案書順位5番朗読)

この案件につきまして、2月13日、渡辺委員、小野推進委員と現地を確認してまいりました。

所在地は、陵南中学校近くのコンビニ、セブンイレブンから南側に100メートル進んだところを東に曲がり30メートル進んだ、新興住宅街の真ん中にある農地となっております。申請どおりであれば何ら問題ないと判断してまいりました。

地区審査会におきましても異議ございませんでした。

続きまして、15ページをお開きください。

(議案書順位6番朗読)

この案件につきましては、2月18日の事前審査会におきまして、出席者の皆様より現地を確認し審議していただいております。

所在地は、南部地区の小林肉屋の北側の農地となっており、申請事由としましては、株式会社薬王堂より市内南部地区に出店の希望があり、計画地に住宅が1軒建っておりますが、転居の調整もついたため、今回の許可申請に至ったとのことです。幹線道路沿いの住宅や商店の立ち並ぶ地区ですので、申請どおりであれば何ら問題はないと判断してまいりました。

また、地区審査会におきましても異議ございませんでした。以上です。

木村議長

続いて、西根・三泉地区、芳賀委員、お願いします。芳賀委員。

芳賀委員

はい、議長。

14ページをご覧ください。順位4番について説明いたします。

(議案書順位4番朗読)

これにつきまして、2月13日、土田農地部会長と、それから斎藤推進委員と現地を確認してまいりました。

現地ですけれども、村山総合支庁の西庁舎の西側に住宅地が形成されておりますけれども、その北西部に一部農地がございます。そこに住宅を建てるという申請でございましたので、申請どおりであれば何ら問題ないと判断してまいりました。

また、地区審査におきましても異議ございませんでした。

以上でございます。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局(局長補佐(兼)農地係長) はい、議長。

事務局から説明いたします。

順位2番は、個人住宅建築のための宅地への転用申請になっております。この案件は、1月に出た案件であります。申請者本人の事情により取消し願があり、受理後、再申請いただいております。

申請地は都市計画区域内の用途地域にある農地でありまして、第3種農地と判断します。第3種農地は原則許可ですので、農地区分と転用目的には問題ないと考えます。

順位3番は、分譲宅地への転用申請になっております。

申請地は全て都市計画区域内の用途地域にある農地で、第3種農地と判断します。第3種農地であっても通常宅地分譲は認められておりませんが、用途地域内にある農地であり、例外として宅地分譲も認められており、農地区分と転用目的は問題ないものと考えます。

順位4番は、個人住宅建築のための宅地への転用申請になっております。

申請地は農用地区域内の農地であります。上下水道が埋設されている市道の沿道区域にありまして、さらに一定の範囲内に市立中学校、内科医院等の教育施設や医療施設があることから、第3種農地と判断します。第3種農地は原則許可ですので、農地区分と転用目的は問題ないものと考えます。

順位5番は、同じく分譲宅地への転用になっております。

申請地は全筆都市計画区域内の用途地域にある農地であり

まして、第3種農地と判断いたします。第3種農地でも通常宅地分譲は認められておりませんが、用途区域内にある農地でありまして、例外として宅地分譲も認められており、農地区分と転用目的は問題ないものと考えます。

順位6番は、事業用貸地への転用となっております。

申請地は全て都市計画区域内の用途地域内にある農地でありまして、第3種農地と判断いたします。この案件につきましても、前順位の案件と同様に第3種農地であっても宅地のみの造成は認められておりませんが、用途地域内にあり、さらに転用後における他の事業者による土地の使用が確実である場合、例外的にこのような土地の造成のみの転用も認められており、農地区分と転用目的は問題ないものと考えます。

また、いずれも転用許可一般基準調査書に基づきます調査の結果、不適な事項はなく、問題はないものと考えます。

以上であります。

木村議長

ありがとうございました。

この順位6番については、来月の県の常設審議会の諮問にかかるんだよね。

事務局(局長補佐(兼)農地係長)

そうです。その予定です。

木村議長

分かりました。

それでは、これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第7号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長 全員賛成ですので、議第7号は原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。

木村議長 次に、議第8号「農用地利用集積計画書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

最初に、寒河江・南部地区、氏家委員、お願いします。氏家委員。

氏家委員 はい、議長。11番、氏家です。
議第8号「農用地利用集積計画書の審議について」。
18ページをご覧ください。

(議案書朗読)

19ページから35ページになりますけれども、19ページをお開きください。

(議案書朗読)

36ページの集計表をご覧ください。

地区名、寒河江、41筆、面積、田3.89ヘクタール、畑0.74ヘクタール、樹園地0.02ヘクタール、合計4.65ヘクタール。

南部地区、36筆、面積、田2.33ヘクタール、畑1.06ヘクタール、樹園地0.22ヘクタール、合計3.61ヘクタール。あと、内訳は以下記載のとおりとなります。

また、農地中間管理事業案件について、いずれの農地も農業振興地域内であり、地区の担い手等に貸出しするため農地中間管理機構へ集積する農地に適していると判断しました。

地区審査会におきましても異議ございませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、西根・三泉地区、芳賀委員、お願いします。芳賀委員。

芳賀委員

はい、議長。

21ページをご覧ください。

(議案書朗読)

36ページの集計表をご覧くださいと思います。

ナンバー3の西根でございます。58筆で、面積が合計しまして8.43ヘクタール、内訳は、田7.56ヘクタール、畑0.13ヘクタール、樹園地0.73ヘクタール。

三泉、15筆、計2.64ヘクタール、内訳として、田2.41ヘクタール、樹園地0.23ヘクタールということになっておりまして、いずれも中間管理事業のほうにということになってございまして、全て適正であるということで、地区審査の中でも異議ございませんでした。

以上でございます。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、柴橋地区、大泉委員、お願いします。大泉委員。

大泉委員

はい、議長。8番大泉です。

農用地利用集積計画書ということで、18ページをご覧ください。

(議案書朗読)

続きまして、22ページをご覧ください。

(議案書朗読)

続きまして、36ページをご覧ください。

令和3年2月集積計画集計表であります。ナンバー5、柴橋地区、58筆、内訳が、面積が田んぼ7.18ヘクタール、畑が0.79ヘクタール、樹園地が0.1ヘクタール、計8.07ヘクタールであります。

これも事前審査の際、何もありませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続きまして、高松・醍醐地区、相原委員、お願いします。

相原委員

はい、議長。14番相原です。

農用地利用集積計画書、24ページになります。

(議案書朗読)

36ページの集計表をご覧ください。

ナンバー6、地区名、高松、筆数が49、田んぼ8.56ヘクタール、畑0.44ヘクタール、樹園地2.77ヘクタール、合計で11.28ヘクタール。

ナンバー7、地区名、醍醐、面積は5.12ヘクタール全て田んぼであります。

いずれの農地も農業振興地域内にあり、地区の担い手等に貸し出す農地に適していると判断しました。

地区審査でも異議ありませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、白岩地区、菊地委員、お願いします。菊地委員。

菊地委員

はい、議長。12番菊地ひとみです。

18ページをご覧ください。所有権移転、利用権設定等の促進事業になります。

(議案書朗読)

譲受人は認定農業者であり、引き続き耕作するのであれば問題ないと判断されました。

地区審査でも異議ありませんでした。

続きまして、中間管理事業になります。26ページをご覧ください。

(議案書朗読)

36ページの集計表をお開きください。

ナンバー8、地区名、白岩、筆数が14筆となっております。面積は、全て田んぼで2.05ヘクタールとなっております。

ます。

中間管理事業の案件につきましては、いずれの農地も農業振興地域内にあり、地区の担い手などに貸し出すために農地中間管理機構へ集積する農地に適していると判断されました。

地区審査でも異議ございませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進法に定められた各要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局(局長補佐(兼)農地係長) はい、議長。

事務局から説明いたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

以上であります。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第8号「農用地利用集積計画書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長 全員賛成ですので、議第8号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長 次に、議第9号「非農地証明願の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

柴橋地区、大泉委員、お願いします。大泉委員。

大泉委員 はい、議長。8番大泉です。
38ページをご覧ください。

(議案書順位1番朗読)

場所は、陵南中の正門前の交差点から県道24号線を西へ200メートル大江方面に向かったところのバイパスに隣接した北側の土地で、先日18日の事前審査会の現地調査で視察してまいりました。

今年の大雪の影響で車の中からの視察となりましたが、熊坂推進委員の地図と説明、写真による説明もあり、また隣接している一帯の檀家さんの証明印もあるということで、事前審査会においても何ら異議はございませんでした。

以上です。

木村議長 ありがとうございます。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局(局長補佐(兼)農地係長) はい、議長。

事務局から説明いたします。

この案件につきましては特にございませぬ。

以上であります。

木村議長

ありがとうございました。

何かありますか。相原委員、何かあります。そこでちょっとしゃべっていたけれども。ちょっと手を挙げて。相原委員。

相原委員

はい、議長。14番相原です。

事由の中で、事由の2行目に宅地開発に伴う分家住宅が増加しということで、これは分家住宅でなく分譲住宅とかでないですか。どうなんでしょう。

木村議長

そこら辺どうなんですか。どうぞ。

事務局（農地係主事）

私のほうから。そうですね、こちらに関しては分譲住宅で間違いないと思います。大変失礼いたしました。

宅地が増えていく中で檀家さんが増えるということだけでも、それでちょっと墓地を拡張するということで地目を確認していたところ畑だったという経緯になりますので、分譲で間違いないと思います。大変失礼いたしました。

木村議長

では、そのように分譲住宅ということで変更をお願いしたいと思います。これでよろしいですか。

それでは、ほかにございませんか。

（発言なし）

木村議長

なければ、採決します。

議第9号「非農地証明願の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長 全員賛成ですので、議第9号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長 これで、本日上程されました議案については全て議決されました。

以上をもちまして、本日の総会を終了します。大変ご苦勞さまでした。

閉会 午前10時32分

令和3年2月25日

第2回総会議長 木村 三紀

議事録署名委員 5番委員 眞木 早百合

議事録署名委員 15番委員 片桐 道雄